

東ティモール国際平和協力業務実施要領（概要）  
（文民警察分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

東ティモール民主共和国内において、国際連合事務総長等が指図する地域

（2）期間

平成19年1月31日から平成20年2月29日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

東ティモール警察行政事務に関する助言若しくは指導又は東ティモール警察行政事務の監視

3 国際平和協力業務の実施の方法

（1）実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施

（2）隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する警察官

（1）基本的人権の尊重と自由の保護の意義及び警察行政事務の公平中立性の重要性の意義を理解しており、その意義を説明することができる者であること。

（2）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

（3）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

（4）有効な自動車運転免許を有し、かつ、4輪駆動車の運転経験を有する者であること。

- (5) 東ティモールに関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- (6) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

## 5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

## 6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

- (3) 業務の中断の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

## 7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他のUNMIT要員、連絡調整要員又は在東ティモール民主共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡する。

(4) 武器の携行、保管及び使用

ア 武器の携行、保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において武器を携行することができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条に定めるところによる。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施する。

(8) 東ティモール国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。

東ティモール国際平和協力業務実施要領（概要）  
（連絡調整分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

2に掲げる業務を実施するために必要な東ティモール民主共和国の地域

（2）期間

平成19年1月31日から平成20年2月29日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関と文民警察要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

（1）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

（2）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

（3）東ティモールに関して政治的な利害関係を有していない者であること。

（4）その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

（1）派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

(1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

(2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

(3) 業務の中断の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、文民警察要員又は在東ティモール民主共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告する。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(5) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) 文民警察要員との連携

隊員は、文民警察要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施する。

(7) 東ティモール国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。